

熊本市重症心身障害児等在宅支援検討会の組織及び運営に関する要綱

制定 平成25年 3月27日健康福祉子ども局長決裁

改正 平成25年 6月 3日健康福祉子ども局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき熊本市重症心身障害児等在宅支援検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 検討会の委員は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号の事業を行う同法第51条の2第1項に規定する指定相談支援事業者
- (2) 同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健機関又は医療機関の関係者
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に所属する者
- (5) 障害者関係団体に所属する者
- (6) 障害者福祉に係る地域ケア等に関する学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第3条 検討会の委員の任期は、1年とする。

2 検討会の委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会の会議の議長となり会務を総括する。

3 会長に事故あるとき、又はその他の事情により会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、必要に応じて会長が招集するものとする。

(検討事項)

第6条 検討会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 在宅の重症心身障害児及び重症心身障害者の生活調査に関すること。
- (2) 在宅の重症心身障害児及び重症心身障害者への適切な支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検討会の設置目的に資すると認められる事項

(公開)

第7条 検討会は、原則公開とする。ただし、検討内容に個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第8条 検討会に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、障がい保健福祉課及び医療政策課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。